

第1216号

AFN-1216

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H30. 5 / 1 (火)

『所得拡大促進税制の詳細 税制改正の政省令で明らかに』

30年度税制改正では所得拡大促進税制が見直され、うち中小企業向けについては、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が1.5%以上の場合、支給総額の増加額の15%が税額控除されることとなった。さらに同増加率が2.5%以上で、かつ、1)当期の教育訓練費が前期の1.1倍以上、2)経営力向上計画に記載された内容が確実に行われたことの証明、のいずれかを満たせば控除率が25%となる。**先般交付された政省令で、その詳細が示された。**1)の教育訓練費とは、中小企業が国内雇用者に対し教育、訓練、研修、講習等を行う費用。自ら行う場合は、講師等に支払う報酬や旅費、施設や設備の賃借費用などが該当し、委託する場合や外部の教育訓練等に参加させる場合はその費用、授業料などとなる。適用手続きは、その事業年度の確定申告書等に教育訓練等の実施時期、内容、対象となる国内雇用者の氏名、費用を支出した年月日、金額、相手先の氏名等を記載した書類を添付する。2)については、経営力向上計画とそれに係る認定書それぞれの写し、及び事業の実施状況につき経済産業相に報告した内容(計画に記載され、かつ経済産業相により認められた指標の値で明示されたもの)が確認できる書類を確定申告書に添付することで証明する。

『介護サポーターの導入促進を 経産省の高齢者ケア研が報告書』

経済産業省の「**将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会**」が報告書をまとめた。将来見込まれる介護人材不足の解消・軽減に向け、介護予防の観点からの社会参加の促進を促すとともに、介護分野における人材確保力の強化(「介護サポーター」の導入促進)について具体的な方策案を提言した。

2035年に団塊の世代が85歳を超える。85歳以上では要介護(要支援)者が6割を占め、介護人材不足が見込まれる。

「介護サポーター」は、必要な技術・経験がなくても就労できる高齢者と想定。BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング=既存の組織や業務を根本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計する企業改革手法)を活用した業務プロセスの見極め・見直し・切り出しの推奨や、サポーターの導入事例、採用に向けた効果的なアプローチ(募集)方法など、導入に向けた具体策を提示した。併せて、介護予防への民間事業者の参入の必要性を呼びかけた。民間事業者の企画・マーケティングなどのノウハウを活用した魅力的な社会参加の場やサービスの開発が、より高齢者のニーズに即したサービス創出につながるのとのお考えなどに基づくものだ。



＜ゴールデンウィーク期間の休業のご案内＞

平成30年5月3日(木)から5月5日(土)まで休業させていただきます。
なお、5月7日(月)はTimelyをお休みさせていただきますので、次回のTimely
発信は5月14日(月)の1217号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com